

# 奈良市公報

号外第9号

平成 16年 6月 16日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

### 告示

大安寺西土地地区画整理事業の終了の認可.....	1
奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示.....	1
奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示.....	2
奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示.....	5
開発行為に関する工事の完了.....	7
奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示.....	7
奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示.....	10
奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示.....	17
奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例の規定による保存樹の指定.....	18
奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示.....	18
奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱の一部を改正する告示.....	20
奈良市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示.....	20
奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示.....	21

### 公営企業

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程.....	21
奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程.....	22
須川ダム操作規程の一部を改正する規程.....	22
奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程.....	23
奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程.....	26
会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示.....	29
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....	31

### 消防

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令.....	31
奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程.....	31

### 選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会委員長の就任.....	39
奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定.....	39
奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数.....	39
在外選挙人名簿からの抹消.....	39

## 告示

### 奈良市告示第 150号

土地地区画整理法（昭和 29年法律第 119号）第 13条第 1項の規定により奈良市大安寺西土地地区画整理事業の終了を認可しましたので、同法第 13条第 4項において準用する同法第 9条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 土地地区画整理事業の名称  
奈良市大安寺西土地地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
奈良市及び奈良県土地開発公社
- 3 事業施行期間  
平成 10年 2月 10日から平成 16年 3月 31日まで
- 4 施行地区  
奈良市大安寺西一丁目及び四条大路南町の各一部
- 5 施行認可の年月日  
平成 10年 2月 10日
- 6 終了の認可の年月日  
平成 16年 3月 31日

（平成 16年 3月 31日揭示済）

### 奈良市告示第 151号

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 15年奈良市告示第 14号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1号中「区域以外の区域」の次に「で別表第 1に定める区域」を加える。

第 6条中「別表」を「別表第 2」に改める。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2項を加える。

(平成16年度の特例)

- 2 平成16年度に限り、第4条第1項に規定する者のほか、平成12年度から平成14年度までの間に浄化槽を設置した者についても補助金を交付する。この場合において、第1条及び第4条第2項第1号中「設置する者」とあるのは「設置した者」と、同項第2号中「得られないもの」とあるのは「得られなかったもの」と、同項第3号中「建築する者」とあるのは「建築した者」と、第7条第6号中「見積書」とあるのは「領収書の写し」と、第8条中「浄化槽の設置が完了したときは」とあるのは「速やかに」と読み替え、第4条第2項第4号及び第8条第4号の規定は適用しない。
- 3 前項の規定により交付する補助金の額は、別表第2の規定にかかわらず区分に応じて、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

区 分	限 度 額
5人槽	422,000円
7人槽	512,000円
10人～30人槽	700,000円
31人～50人槽	746,000円

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第3条関係)

米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町、横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱(平成6年奈良市告示第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「在宅の虚弱老人」を「高齢者」に、「身体障害者等」を「身体障害者」に、「当該老人」を「当該高齢者」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(対象者)

第3条 配食サービスを利用することができる者(以下「

対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する高齢者(以下「高齢対象者」という。)

ア 本市に住所を有する在宅の65歳以上の者(65歳未満の者であって、市長が特に必要と認めるものを含む。)で、単身世帯又は高齢者のみの世帯(同居者が虚弱等の理由により食事の調理をすることができないものに限る。)若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

イ 老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難なこと。

(2) 次のいずれにも該当する障害者(以下「障害対象者」という。)

ア 本市に住所を有する在宅の重度の障害を持っている者で、単身世帯又は障害者のみの世帯(同居者が虚弱等の理由により食事の調理をすることができないものに限る。)若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

イ 身体上の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難なこと。

(利用の申込み)

第4条 配食サービスを利用しようとする対象者又はその養護者は、配食サービス利用申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 高齢対象者又はその養護者は、既に介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第18項に規定する居宅サービス計画又は介護予防プラン(以下「高齢者ケアプラン等」という。)を作成しているときは、当該高齢者ケアプラン等を申込書に添えなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、申込書を受理したときは、対象者の実態把握のための調査を行うものとする。

2 市長は、高齢対象者のうち高齢者ケアプラン等が未作成の者に対しては、高齢者ケアプラン等の作成を行うものとする。

3 市長は、障害対象者に対し食の自立支援のための計画(以下「障害者ケアプラン等」という。)の作成を行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する調査及び高齢者ケアプラン等又は障害者ケアプラン等を勘案し、配食サービスの利用の可否を決定するものとする。

5 市長は、前項の決定に基づき配食サービス利用決定通知書(別記第2号様式)又は配食サービス利用不承認通知書(別記第3号様式)により申込者に通知するものとする。

6 市長は、配食サービスの利用を決定したときは、委託先の長に対し、配食サービス利用者決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第

8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(利用の継続)

第6条 市長は、おおむね6箇月ごとに、前条第4項の規定により配食サービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、利用者の実態把握のため、調査を行うものとする。

2 利用者(高齢対象者である者に限る。)は、前項の調査の際、高齢者ケアプラン等を市長に提出しなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の調査に基づく配食サービスの利用継続の可否の決定について準用する。

4 市長は、前項において準用する前条第2項から第4項別記第1号様式中

までの規定により、配食サービスの利用の継続を要しないと決定したときは、配食サービス利用不継続決定通知書(別記第5号様式)により利用者に通知するものとする。

5 市長は、配食サービスの利用の継続を要しないと決定したときは、委託先の長に対し、配食サービス利用者不継続決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(利用内容の変更)

第7条 利用者は、配食サービスの利用曜日又は実施施設の変更を希望するときは、配食サービス利用変更届(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。

	介護保険の認定状況	1 自立 2 要介護(1・2・3・4・5)・要支援 3 未申請 4 認定待ち(申請日 年 月 日)
特 記 事 項		

を

訪問介護等介護保険制度を利用されている場合は、特記事項に記入してください。

介 護 保 険 の 状 況	認 定	1 自立 2 要介護(1・2・3・4・5)・要支援 (認定日 年 月 日) 3 未申請 4 認定待ち(申請日 年 月 日)
	担当居宅介護支援事業者 (ケアマネジャー)	事業所名 担当者名
	訪問介護等介護保険制度 利用状況	

に

添付書類(高齢者の場合のみ) ケアプラン(介護保険サービス利用中の場合)又は介護予防プラン  
改める。

別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式(第6条関係)

配食サービス利用不継続決定通知書

第 年 月 日 号

利用者 様

施設長 様

奈良市長 印

奈良市長 印

次のとおり配食サービスの利用を継続しないことを決定したので通知します。

次のとおり配食サービスの利用を継続しないことを決定したので通知します。

対象者住所・氏名	
理由	
配食終了日	年 月 日

対象者住所・氏名	
配食終了日	年 月 日

第 7号様式 (第 7条関係)  
配食サービス利用変更届

日  
月  
年

(あて先) 奈良市長

住所  
届出者  
氏名

次のとおり配食サービスの利用の変更を希望するので届け出ます。

対 象	住 所	電 話	
	氏 名	年 月 日 生 ( 歳 )	月・火・水・木・金 ( 週 日 )
利用日の変更	変更前	変更後	変更後
利用施設の変更	変更前	変更後	変更後
変更理由			

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の奈良市配食サービス事業実施要綱の規定により行われた配食サービスの利用の申込み、決定その他の手続は、この告示による改正後の奈良市配食サービス事業実施要綱の相当規定により行われたものとみなす。

(平成 16年 3月 31日 掲示済)

奈良市告示第 153号

奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成 8年奈良市告示第 163号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱

第 1条中「寝たきり老人等」を「寝たきりの高齢者」に、「在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業」に、「当該老人」を「当該高

齢者」に改める。

第 3条を次のように改める。

(対象者)

第 3条 寝具乾燥消毒サービスを利用することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する在宅の 65歳以上の者(65歳未満の者であって、市長が特に必要と認めるものを含む。以下「高齢者」という。)で、単身世帯又は高齢者のみの世帯(同居者が虚弱等の理由により寝具乾燥等が困難なものに限る。)若しくはこれに準ずる世帯に属すること。

(2) 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成 3年 11月 18日老健第 102- 2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)によるランクが B又は Cに該当する寝具乾燥等が困難な者であること。

第 4条中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用申請書」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用申請書」に改める。

第 5条第 1項中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用決定通知書」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用決定通知書」に改め、同条第 2項中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用券」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用券」に改め、同条第 3項中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用者決定通知書」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用者決定通知書」に改める。

別記第 1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名  
対象者との続柄  
電話 局 番

次のとおり寝具乾燥消毒サービスを利用したいので申請します。

対象者	氏名			年	月	日(歳)
	住所				性別	男・女
対象者の身体状況(数字で囲んでください。)	生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。			
	準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている。			
	寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 1 車椅子に移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行く。 2 介助により車椅子に移乗する。			
		ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力で寝返りもうたない。			
介護保険の認定状況		1 自立 2 要介護(1・2・3・4・5)・要支援 3 未申請 4 認定待ち(申請日 年 月 日)				
世帯の状況(本人を除く。)	1 単身 2 高齢者のみの世帯 3 その他( )					
	氏名	続柄	年齢	性別	備考	

別記第 2 号様式中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用決定通知書」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用決定通知書」に、「奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱」を「奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱」に改める。

別記第 3 号様式その 1 中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用券（乾燥消毒用）」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用券（乾燥消毒用）」に改め、同様式その 2 中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用券（水洗い等用）」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用券（水洗い等用）」に改める。

別記第 4 号様式中「在宅老人寝具乾燥消毒サービス利用者決定通知書」を「在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用者決定通知書」に、「奈良市在宅老人寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱」を「奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 4月 1日から施行する。  
(平成 16年 3月 31日 揭示済)

奈良市告示第 15号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 15年 12月 1日 奈良市指令都整開第 03A- 40号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 3月 31日 第 862号

(2) 公共施設 平成 16年 3月 31日 第 364号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南登美ヶ丘 335番地の 1 の一部、338番地、339番地の 2 の一部、339番地の一部、339番地の一部、339番地の 2、348番地の 4、348番地の 5 の一部及び 348番地の 6 並びに学園緑ヶ丘三丁目 503番地の 65 503番地の 66 503番地の 67 503番地の 68 503番地の 69 503番地の 70 503番地の 71、503番地の 72及び 503番地の 73

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路二丁目 2 番 13号

有限会社いこま住研

取締役 生駒 堅治

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市南登美ヶ丘 335番地の 1 の一部、338番地の一部、339番地の 2 の一部、339番地の一部、339番地の一部、339番地の 2、348番地の 4、348番地の 5 の一部及び 348番地の 6 並びに学園緑ヶ丘三丁目

503番地の 65 503番地の 66 503番地の 67 503番地の 68 503番地の 71 503番地の 72及び 503番地の 73

(2) 下水道

奈良市南登美ヶ丘 335番地の 1、338番地、339番地の 2、339番地及び 339番地の各一部並びに学園緑ヶ丘三丁目 503番地の 65 503番地の 66 503番地の 67 503番地の 68 503番地の 71、503番地の 72及び 503番地の 73の各一部

(3) 管路敷

奈良市南登美ヶ丘 335番地の 1 の一部

(平成 16年 3月 31日 揭示済)

奈良市告示第 155号

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱（平成 15年奈良市告示第 148号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「受ける者」を「受けた者」に改める。

第 2 条第 1 号中「受ける」を「受けている」に改める。

第 4 条の見出しを「（補助予定者）」に改め、同条中「別に定める申請期間内」を「市長が別に定める期間内」に、「官製往復はがき」を「官製はがき」に、「申請しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 市長は、前項の申込みを受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付する予定者（以下「補助予定者」という。）を決定するものとする。

3 市長は、補助予定者に対し奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付申請書（別記第 1 号様式）及び奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付請求書（別記第 2 号様式）を送付するものとする。

4 補助予定者は、市長が定める期日までに不妊去勢手術を受けなければならないものとし、当該手術を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（補助金の交付申請等）

第 5 条 不妊去勢手術を受けた補助予定者は、当該手術後 30日以内に奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した者（以下「補助決定者」という。）に対し、奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）を交付する。

第 7 条中「不妊去勢手術を」を「前条の通知書の交付を

」に改め、「(別記第2号様式)」を削り、「次に掲げる書類」を「口座振込に必要な書類」に改め、同条各号を削

る。  
別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第4条・第5条関係)

整 理 番 号	
------------	--

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所	〒 _____ - _____
	奈良市
氏 名	Ⓜ
電話番号	

犬猫不妊去勢手術補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助の対象となる犬又は猫

犬 又 は 猫 の 区 分	犬 猫	性 別	オス メス
犬 又 は 猫 の 名 前		犬 又 は 猫 の 年 齢	

2 犬猫不妊去勢手術報告(獣医師証明欄)

<p>上記の 犬 (猫) 不妊(去勢)手術を行ったことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(指定動物病院)</p> <p>所 在 地</p> <p>病 院 名</p> <p>獣 医 師 名</p> <p>電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>
---



第2号様式(第4条・第7条関係)

整理 番号	
----------	--

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所	〒 _____ - _____
	奈良市
氏 名	
電話番号	

次のとおり、犬猫不妊去勢手術補助金の交付を請求します。

請 求 金 額	円
---------	---

ただし、犬(猫)の不妊(去勢)手術補助金として

振込先

請 求 金 額				円
金融機関名	銀行・金庫・農協		本店・支店	
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号		
フリガナ	-----			
口座名義人				

添付書類 口座振込に必要な書類

理 号
整 番

第3号様式(第6条関係)

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付決定通知書

様

年 月 日 日付で申請のあった奈良市犬猫不妊去勢手術補助金の交付につ  
いては、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

交付決定金額
--------

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設  
備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のよう  
に定める。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設  
等設備整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設  
備整備費補助金交付要綱(平成14年奈良市告示第122号)  
の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「(救護施設、養護老人ホーム、特別養  
護老人ホーム、軽費老人ホーム、身体障害者更生施設、身  
体障害者療護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者  
授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設(入  
所)及び知的障害者授産施設(入所)の宿舍を除く。)」  
を削る。

第4条を次のように改める。

「

カ 在宅介護支援 センター	老人福祉法 第15条第2項	社会福祉法人	施設整備	補助金	3 / 4
------------------	------------------	--------	------	-----	-------

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応  
じ、当該各号に定めるところにより算定した額の範囲内  
で、国庫補助金の額を考慮して、市長が定める額とする。

- (1) 国庫補助金要綱第2の8第1号に該当する場合  
国庫補助金要綱第2の8第1号イ(ア)による選定  
額と同号イ(イ)による算出額とを比較して少ない方  
の額
- (2) 国庫補助金要綱第2の8第2号に該当する場合  
国庫補助金要綱第2の8第2号イ(イ)による中核  
市負担(補助)基本額に別表第1の第6欄に掲げる市  
費補助率を乗じて得た額

2 別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄  
に掲げる施設に対する前項の規定の適用については、同  
項第2号中「別表第1の第6欄」とあるのは、「別表第  
2の第3欄」とする。

第5条第1号中「別表1、別表8、別表1Q 別表1及び  
別表12」を「別表1-1、別表1-2、別表4、別表6及  
び別表7」に改め、同条第3号中「事業により」の次に「  
取得し、又は」を加える。

別表第1中「社会福祉法第4条」を「社会福祉法第2条  
第2項第7号」に、

キ 痴呆性高齢者 グループホーム ク 在宅複合型施設	老人福祉法 第 5 条の 2 第 5 項	社会福祉法人	施設整備及び設備整備	補助金	3 / 4	を
	平成 6 年 9 月 14日老計 第 120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	社会福祉法人	施設整備及び設備整備	補助金	3 / 4	

「

カ 痴呆性高齢者 グループホーム キ 在宅複合型施設	老人福祉法 第 5 条の 2 第 5 項	社会福祉法人	施設整備及び設備整備	補助金	3 / 4	に
	平成 6 年 9 月 14日老計 第 120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	社会福祉法人	施設整備及び設備整備	補助金	3 / 4	

」

改め、

「

(6) 婦人保護施設等	売春防止法第 39条	社会福祉法人	施設整備及び設備整備	補助金	3 / 4	を
-------------	------------	--------	------------	-----	-------	---

」

削り、「(7) 児童福祉施設等」を「(6) 児童福祉施設等」に、「(8) 応急仮設施設」を「(7) 応急仮設施設」に、「(9) その他施設」を「(8) その他施設」に改める。

別表第 2 中「・在宅介護支援センター」及び「・重度身体障害者更生援護施設」を削り、「知的障害者更生施設(入所)」を「知的障害者入所更生施設」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

1 施設整備用

申請額内訳表

施設の名称

施設の種類

負担金、補助金の区分

施設の種類	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B ( A ) 円	寄付金その 他の収入額 C 円	差引額 D ( = A - C ) 円	算定基準に よる			算 定 額 計 算 額 J ( = G + H + I ) 円	市費負担 (補助) 基本額 K 円	市費負担 (補助)の 所要額 円
					定員単 価 F 円	高層加 算 H ( = G × 10% ) 円	豪雪加 算 I ( = G × 8% ) 円			
1 施設整備費										
施設整備費計										

(注) (1) 工事費契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 市費負担(補助)算定方法が国庫補助金要綱第2の8の(1)によらない整備区分については、それぞれの算出方法に基づき算出した基準額の合計に市負担(補助)率を乗じたもの(ただし、1,000円未満は切り捨て。)を「J」欄に記入すること。  
 (3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいてシヨーステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。  
 (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホーム、小規模生活単位型特別養護老人ホーム併設のシヨーステイ専用居室及び小規模生活単位型老人短期入所施設に係る「対象経費の実支出(予定)額」の欄については、個人スペース部分(居室・ユニット)を含めること。  
 (5) A欄～D欄の施設種別ごとの内訳の金額については、「J」欄の内訳を市費負担(補助)基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び介護用リフト等特殊  
 付帯工事を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
 (6) A欄～D欄、J欄及びK欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (7) K欄には、B欄、D欄又はJ欄の合計のうち最少ない額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、B欄、D欄及びJ欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 設備整備用

申請額内訳表

施設の種類 施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B (A) 円	寄付金その 他の収入額 C 円	差引額 D (= A - C) 円	負担金、補助金の区分			市費負担 (補助) 基本額 H 円	市費負担 (補助)金 所要額 I 円
					算定基準による算定額 定員 E	単価 F 円	基本額 G (= E x F) 円		
2 設備整備費									
設備整備費計									
3 合計									

- (注) (1) 備品購入契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 市費負担(補助)金算定方法が国庫補助金要綱第2の8の(1)によらない整備区分については、それぞれの算出方法に基づき算出した基準額の合計に市負担(補助)率を乗じたもの(ただし、1,000円未満は切り捨て。)をG欄に記入すること。  
 (3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいてショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。  
 (4) A欄～D欄の施設種別ごとの内訳の金額については、G欄の内訳を市費負担(補助)基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペース及び以下に掲げる整備を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
 ・授産設備(近代化を含む。)、リハビリ設備、通園バス・送迎バス(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設において整備する場合を除く。)、室内移動設備、点字印刷機器、情報機器、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備、情報近代化設備、ALS等居室を整備する場合の特殊介護設備及び大型遊具設備  
 (5) A欄～D欄、G欄及びH欄の設備整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) H欄には、B欄、D欄又はG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄及びG欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

別記第2号様式中「：国庫」を「：市」に、

「ウ	小計（本体工事費）	_____	円	（1㎡あたり _____円）
エ	暖房設備工事費	_____	円	（1㎡あたり _____円）
オ	冷房設備工事費	_____	円	（1㎡あたり _____円）
カ	冷暖房設備工事費	_____	円	（1㎡あたり _____円）
キ	浄化槽設備工事費	_____	円	（1㎡あたり _____円）
ク	昇降機設備工事費	_____	円	
ケ	スプリンクラー設備工事費	_____	円	
コ	消融雪設備工事費	_____	円	
サ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円	
	（介護用リフト工事費）	_____	円	
	（ _____ ）	_____	円	
シ	授産施設近代化設備 工事費	_____	円	
ス	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費			
	（解体撤去工事費）	_____	円	
	（仮施設整備工事費）	_____	円	
セ	その他の工事費	_____	円	
ソ	地域交流スペース	_____	円	
タ	合 計	_____	円	

を

「ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
	（介護用リフト工事費）	_____	円
	（ _____ ）	_____	円
オ	授産施設近代化設備 工事費	_____	円
カ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
キ	その他の工事費	_____	円
ク	地域交流スペース	_____	円
ケ	合 計	_____	円

に、「国庫負担（補助）金」を「市負担（補助）金

」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

1 施設整備用

精 算 額 内 訳 表

施設種類別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出 (予定)額 B (A)円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 Q=A-C)円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額						負担金、補助金の区分				差引過 不足額 O(=M-L)円
					定員 E	単価 F 円	基本額 G(=E×F)円	高層化 加算 H(=G×10%)円	豪雪地 域加算 I(=G×8%)円	算定額 合計 J(=G+H+I)円	市費負担 (補助) 基本額 K 円	市費負担 (補助)金 所要額 L 円	市費負担 (補助)金 交付決定額 M 円	市費負担 (補助)金 受入済額 N 円	
1 施設整備費															
施設整備費計															

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) 市費負担(補助)金算定方法が国庫補助金要綱第2の8の(1)によらない整備区分については、それぞれの算出方法に基づき算出した基準額の合計に市負担(補助)率を乗じたもの(ただし、1,000円未満は切り捨て。)をJ欄に記入すること。  
(3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいてショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。  
(4) 小規模生活単位型特別養護老人ホーム、小規模生活単位型特別養護老人ホーム併設のショートステイ専用居室及び小規模生活単位型老人短期入所施設に係る「対象経費の実支出(予定)額」の欄については、個人スペース部分(居室・ユニット)を含めること。  
(5) A欄～D欄の施設種別ごとの内訳の金額については、J欄の内訳を市費負担(補助)基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び介護用リフト等特殊付帯工事を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
(6) A欄～D欄、J欄及びK欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(7) K欄には、B欄、D欄又はJ欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄及びJ欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 設備整備用

精 算 額 内 訳 表

施設の種類	設置者の 総事業費	対象経費の 実支出 (予定)額	施設の名称		負担金、補助金の区分							
			寄付金その 他の収入額	差引額	算定基準による算定額			市費負担 (補助) 基本額	市費負担 (補助)金 所要額	市費負担 (補助)金 交付決定額	市費負担 (補助)金 受入済額	差引過 不足額
施設種別	A 円	B ( A ) 円	C 円	D ( = A - C ) 円	定員	単価 F 円	基本額 G ( = E × F ) 円	H 円	I 円	J 円	K 円	L ( = J - I ) 円
2 設備整備費												
設備整備費計												
3 合計												

(注) (1) 備品購入契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 市費負担(補助)金算定方法が国庫補助金要綱第2の8の(1)によらない整備区分については、それぞれの算出方法に基づき算出した基準額の合計に市負担(補助)率を乗じたもの(ただし、1,000円未満は切り捨て。)をG欄に記入すること。  
 (3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいてショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。  
 (4) A欄～D欄の施設種別ごとの内訳の金額については、G欄の内訳を市費負担(補助)基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペース及び以下に掲げる整備を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。  
 ・授産設備(近代化を含む。)、リハビリ設備、通園バス・送迎バス(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設において整備する場合を除く。)、室内移動設備、点字印刷機器、情報機器、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備、情報近代化設備、ALS等居室を整備する場合の特殊介護設備及び大型遊具設備  
 (5) A欄～D欄、G欄及びH欄の設備整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) H欄には、B欄、D欄又はG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄及びG欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。



別記第 6号様式中「：国庫」を「：市」に、

「ウ	小計(本体工事費)	_____円	(1r当たり _____円)
エ	暖房設備工事費	_____円	(1r当たり _____円)
オ	冷房設備工事費	_____円	(1r当たり _____円)
カ	冷暖房設備工事費	_____円	(1r当たり _____円)
キ	浄化槽設備工事費	_____円	(1r当たり _____円)
ク	昇降機設備工事費	_____円	
ケ	スプリンクラー設備工事費	_____円	
コ	消融雪設備工事費	_____円	
サ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円	
	(介護用リフト工事費)	_____円	を
	( )	_____円	
シ	授産施設近代化設備 工事費	_____円	
ス	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____円	
	(仮施設整備工事費)	_____円	
セ	その他の工事費	_____円	
ソ	地域交流スペース	_____円	
タ	合 計	_____円	

「ウ	小計(本体工事費)	_____円	
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円	
	(介護用リフト工事費)	_____円	
	( )	_____円	
オ	授産施設近代化設備 工事費	_____円	
カ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	_____円	に改める。
	(解体撤去工事費)	_____円	
	(仮施設整備工事費)	_____円	
キ	その他の工事費	_____円	
ク	地域交流スペース	_____円	
ケ	合 計	_____円	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 16年 3月 31日から施行し、平成 15年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 14年度以前からこの告示による改正前の奈良市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱の規定に基づき補助を受けている事業に係る補助金については、なお従前の例による。

(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市告示第 15号

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部

を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大川 康 則

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱(平成 14年奈良市告示第 123号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「又は市長が特に必要と認める施設」を削る。

第 3条第 2項を次のように改める。

- 2 国が定める間接負担(補助)基準単価により補助を受ける施設に対する前項の算式の適用については、同項の算式中「国庫補助基準事業費」とあるのは「間接負担(補助)基準単価×定員×4/3」と読み替えるものとする

る。  
第5条中「(市長が特に必要と認める施設については、市長の定める利子補給率)」を削る。

別表中「心身障害者関係施設(入所)」及び「心身障害者関係施設(通所)」を削り、

「	保育所	を
」		
「	保育所 身体障害者福祉ホーム 知的障害者福祉ホーム	に改める。
」		

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 心身障害者関係施設(身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを除く。)以外の施設で、平成14年度までに施設整備が完了したもの及び平成14年度中に事業が着手されたもの(平成14年度中に市又は民間助成団体から施設整備に対する補助金の交付決定を受けたものを含む。)に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 心身障害者関係施設(身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを除く。)で、平成15年度までに施設整備が完了したもの及び平成15年度中に事業が着手されたもの(平成15年度中に市又は民間助成団体から施設整備に対する補助金の交付決定を受けたものを含む。)については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める利率によって発生した利子額を奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第4条に規定する各年度分の償還利子額として、同要綱の例により利子補給金を交付する。
  - 平成16年度及び平成17年度 契約利率から平成16年1月1日又は平成17年1月1日現在の独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の2分の1に相当する率を減じた利率
  - 平成18年度以降 契約利率から前年度の1月1日現在の独立行政法人福祉医療機構の貸付利率に相当する率を減じた利率

(平成16年3月31日掲示済)

奈良市告示第158号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例(平成14年奈良市条例第5号)第7条第1項の規定により保存樹を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

指定番号	樹木の内容
------	-------

15-007	樹木の名称	スギ	本数	1本
	所在地	奈良市西ノ京町 孫太郎稲荷神社内		
15-008	樹木の名称	クヌギ	本数	1本
	所在地	奈良市西の京町388番地 薬師寺境内		
15-009	樹木の名称	ケヤキ	本数	1本
	所在地	奈良市西大寺芝町一丁目 西大寺境内		
15-010	樹木の名称	クスノキ	本数	1本
	所在地	奈良市歌姫町 奈良市平城公民館 歌姫分館前		

(平成16年3月31日掲示済)

奈良市告示第159号

奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成16年3月31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱(平成7年奈良市告示第395号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市子育て短期支援事業実施要綱

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この要綱は、子育て短期支援事業(以下「短期支援事業」という。)を実施することにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条中「短期利用事業」を「短期支援事業」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改める。

第3条を次のように改める。

(短期支援事業の種類及び内容)

第3条 短期支援事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

ア 事業の内容

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、その児童を施設において一時的に養育し、及び保護する事業とする。

イ 対象者

次に掲げる事由に該当する市内に住所を有する家庭の児童とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由

ウ 利用の期間

利用の期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することがある。

(2) 夜間養護等(トワイライト)事業

ア 事業の内容

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に、その児童を施設において保護し、生活指導、夕食の提供等を行う事業とする。

イ 対象者

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる市内に住所を有する家庭の児童とする。

ウ 利用の期間

利用の期間は6箇月以内とし、その時間は1日当たり4時間を限度として、午後4時から午後10時までの間とする。ただし、児童の就学時間等の事情により午後2時から利用することができる。

第4条の見出しを「(対象児童の例外)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「前条」に改め、同項を同条とする。

第5条中「短期利用事業を」を「短期支援事業を」に、

「子育て支援短期利用事業利用申請書」を「子育て短期支援事業利用申請書」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 母子家庭にあつては、児童扶養手当証書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し

(4) 父子家庭にあつては、戸籍謄本及び住民票の写し  
第6条中「子育て支援短期利用事業決定通知書」を「子育て短期支援事業利用決定通知書」に改める。

第8条中「短期利用事業」を「短期支援事業」に改める。  
第9条第1項を次のように改める。

短期支援事業を利用する児童の保護者は、その利用に要する経費の一部として特別保育事業費等補助金交付要綱(平成7年7月12日発児第133号厚生事務次官通知)の表の児童保護費等補助金の子育て短期支援事業の生活保護世帯の基準額から、それぞれの児童の属する世帯の基準額を差し引いた額を施設に支払うものとする。

第9条第2項及び第10条中「短期利用事業」を「短期支援事業」に改める。

別記第1号様式中「子育て支援短期利用事業利用申請書」を「子育て短期支援事業利用申請書」に、「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「子育て支援短期利用事業を」を「子育て短期支援事業を」に、「奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱」を「奈良市子育て短期支援事業実施要綱」に、「トワイライトステイ事業」を「トワイライト事業」に、

世帯状況	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 その他の世帯 (1又は2の世帯は、状況を確認できる書類を添付してください。)
備考	

世帯状況を確認できる書類は、生活保護証明書又は市町村民税の非課税証明書とし、市町村民税の非課税証明書については、利用の期間が4～6月の場合は前年度分、7～3月の場合は当該年度分のを添付してください。

世帯状況	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 母子家庭 4 父子家庭 5 その他の世帯 (1～4の世帯は、状況を確認できる書類を添付してください。)
備考	

世帯状況を確認できる書類は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護世帯にあつては、生活保護証明書
- (2) 市町村民税非課税世帯にあつては、市町村民税の非課税証明書  
(利用の期間が4～6月の場合は前年度分、7～3月の場合は当該年度分)
- (3) 母子家庭にあつては、児童扶養手当証書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し
- (4) 父子家庭にあつては、戸籍謄本及び住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

改める。

別記第2号様式中「子育て支援短期利用事業利用決定通知書」を「子育て短期支援事業利用決定通知書」に、「子育て支援短期利用事業の」を「子育て短期支援事業の」に、「トワイライトステイ事業」を「トワイライト事業」に

、「短期利用事業」を「短期支援事業」に改める。

附則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示の施行の前に行われたこの告示による改正前の奈良市子育て支援短期利用事業実施要綱の規定による子育て支援短期利用事業の利用申請及び決定は、この告示による改正後の奈良市子育て短期支援事業実施要綱の規定により行われた子育て短期支援事業の利用申請及び決定とみなす。

(平成 16 年 3 月 31 日 掲示済)

奈良市告示第 160 号

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱の一部を改正する告示

奈良市国民健康保険人間ドック検診助成要綱(平成 3 年奈良市告示第 313 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号中「4,900 円」を「8,200 円(マンモグラフィ検査を受けないときは 4,900 円)」に改める。

別記様式中

「

婦人科検診	要・不要	年 月 日	円
-------	------	-------	---

」を

「

婦人科検診	要・不要	年 月 日	円
マンモグラフィ検査	要・不要	年 月 日	円

」に

改める。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 3 月 31 日 掲示済)

奈良市告示第 161 号

奈良市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成 12 年奈良市告示第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表に掲げる者」を「市と契約した者」に改める。

第 4 条中「対象者又はその介護者」を「者」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 第 5 条の 2 の規定による費用負担額の算定のために必要な書類

第 5 条第 1 項中「(別記第 4 号様式)」の次に「及び在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業利用負担額決定通知書(別記第 4 号様式の 2)」を加え、同条第 2 項中「申請書の写し及びその添付書類」を「申請書、医師の診断書

及び誓約書」に改める。

第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(費用負担)

第 5 条の 2 前条第 1 項の規定により入浴サービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)又はその介護者は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準(平成 15 年厚生労働省告示第 4 号)別表に規定する身体障害者デイサービス 1 日当たりの負担基準額(所要時間 4 時間未満として計算した額とする。)の費用を負担しなければならない。

(利用の継続)

第 5 条の 3 利用者又はその介護者は、第 5 条第 1 項の規定により入浴サービスの利用の決定を受けた年度の翌年度以降も引き続き入浴サービスを受けようとするときは、毎年度、第 4 条第 3 号に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類に基づき費用負担の額を決定したときは、在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業利用負担額決定通知書により利用者に通知するものとする。

第 6 条中「前条第 1 項の決定を受けた対象者(以下「利用者」という。)」を「利用者」に改める。

別表を削る。

別記第 1 号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「誓約書」を「誓約書 税額の分かる書類又は保護

証明書」に改める。

別記第 3 号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に改める。

別記第 4 号様式の次に 1 様式を加える。

第 4号様式の 2(第 5条・第 5条の 3関係)  
在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業利用負担額決定通知書

号 日  
年 月

申請者  
様

奈良市長 印  
在宅重度身体障害者訪問入浴サービスの利用負担額について、次のとおり決定したの  
で通知します。

対象者氏名	決定期間	利用者負担額	先 託 委	考 備
	年 月 日から 年 月 日まで	1 回当たり 円		

附 則

この告示は、平成 16年 4月 1日から施行する。  
(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市告示第 162号

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一部を  
改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱の一  
部を改正する告示

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱(平成 14  
年奈良市告示第 52号)の一部を次のように改正する。

第 1条中「の正常な実施」を削る。

第 2条第 1項中「措置費」の次に「(保育所運営費)」  
を加え、同項の表施設種別の項中「知的障害者援護施設」  
を「知的障害者小規模通所授産施設」に改め、「乳児預  
り所」及び「特別養護老人ホーム」を削り、「内部障  
害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者  
授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産  
施設」を「(特定施設入所者生活介護の指定を受けている  
施設を除く。)、身体障害者小規模通所授産施設」に改め  
、「肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚  
・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設」を削り、同  
表職種の中「介護員」を「介護職員」に改める。

第 4条第 1項第 1号ア中「10週間」を「14週間」に改め

、同号イ中「18週間」を「22週間」に改める。

第 5条中「6,120円」を「6,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 3月 31日から施行し、この告示に  
よる改正後の奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要  
綱の規定は、平成 15年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 16年 3月 31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 7号

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の  
一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市水道事業管理者

福 田 惠 一

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規  
程の一部を改正する規程

(奈良市水道局会計規程の一部改正)

第 1条 奈良市水道局会計規程(昭和 57年奈良市水道局管  
理規程第 5号)の一部を次のように改正する。

第 53条の見出し中「及び支払調書」を「支払調書及  
び仕訳書」に改め、同条中「又は支払調書」を「支払  
調書又は仕訳書」に、「押印させ、当該係員は認印」を  
「請求書には債権者に押印させ、支払調書又は仕訳書に

は当該係員が認印」に改める。  
第10条第1項中「、管理者の決裁を受け」を削り、同条第2項中「した」を「する」に、「除却報告書」を「固定資産除却伺」に、「に報告し」を「の決裁を受け」に改める。

第11条第1項中「翌月」を「当月又は翌月」に改める。  
(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市水道局事務専決規程(昭和4年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条部長共通の部分中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 1件800万円未満の固定資産の除却の決定

第4条課長及び室長共通の部分中第1号を第18号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 1件300万円未満の固定資産の除却の決定又は建

別表(第4条関係)

設(増設、改良を含む。)工事に伴う固定資産の除却の決定

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

奈良市水道事業管理者

福田 惠一

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程  
奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

被服を貸与する職員の範囲	貸与品名	数量	貸与期間	着用期間
1 男性職員	作業服	夏(上・下)1着	24月	夏期は6月1日から9月30日まで冬期は10月1日から翌年の5月31日までとする。
		冬(上・下)1着	24月	
2 男性事務職員(外勤職員)及び男性技術職員	作業服	夏(上・下)1着	12月	
		冬(上・下)1着	12月	
3 女性職員	事務服	夏(上・下)1着	36月	
		冬(上・下)1着	36月	
4 女性事務職員(外勤職員)及び女性技術職員	作業服	夏(上・下)1着	12月	
		冬(上・下)1着	12月	
5 事務職員(外勤職員)及び技術職員	防寒服	1着	36月	
6 水質試験員	白衣服	1着	12月	
7 現場作業員	作業手袋	4足	1月	
8 技術職員及び開閉栓業務に従事する職員		1足	1月	
9 管理者が必要と認めた職員	帽子	1個	随時	
10 管理者が必要と認めた職員	ベルト	1本	随時	

備考

- 2、4及び5は、管理職職員(管理者が指定し、管理職手当を支給する職員)を除くものとする。
- 新任のときは、作業服、事務服及び白衣服は、2着を貸与する。
- 着用期間は、季候等の理由で変更する場合がある。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第9号

須川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

奈良市水道事業管理者

福田 惠一

須川ダム操作規程の一部を改正する規程

須川ダム操作規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3(2)の項中「淀川工事事務所調査課」を「淀川河川事務所管理課」に改める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 10号

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市水道事業管理者  
福田 惠 一

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部を改正する規程

奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程（昭和 40年奈良市水道局管理規程第 9号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（昭和 39年法律第 170号。以下「法」という。）第 7条第 3項で準用する法第 52条第 1項」を「（昭和 39年法律第 170号）第 42条第 1項」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（責任の分界）

第 4 条 関西電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の責任分界点は、次のとおりとする。

- (1) 木津浄水場 電気需給契約書に基づくものとする（タイトランスを除く。）。
- (2) 市坂中継ポンプ所 同上
- (3) 大淵ポンプ所 電気需給契約書に基づくものとする。
- (4) 緑ヶ丘浄水場（緑ヶ丘ポンプ所を含む。） 同上
- (5) 宝来ポンプ所 同上
- (6) 黒谷ポンプ所 同上
- (7) 須川ダム管理事務所 同上
- (8) 鳥見ポンプ所 同上
- (9) 緑ヶ丘排水処理所 同上
- (10) 登美ヶ丘ポンプ所 同上
- (11) 高樋ポンプ所 同上
- (12) 興隆寺ポンプ所 同上
- (13) 中畑第 1 ポンプ所 同上
- (14) 中畑第 2 ポンプ所 同上
- (15) 南椿尾ポンプ所 同上
- (16) 東市ポンプ所 同上
- (17) 中ノ川ポンプ所 同上
- (18) 大慈仙ポンプ所 同上
- (19) 沓掛ポンプ所 同上
- (20) 長谷ポンプ所 同上
- (21) 帝塚山ポンプ所 同上
- (22) 奈良市水道局庁舎 同上

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市水道局自家用電気工作物設置組織図



奈良市水道局自家用電気工作物施設名

- 木津浄水場
- 市坂中継ポンプ所
- 大淵ポンプ所
- 緑ヶ丘浄水場（緑ヶ丘ポンプ所を含む。）
- 宝来ポンプ所
- 黒谷ポンプ所
- 須川ダム管理事務所
- 鳥見ポンプ所
- 緑ヶ丘排水処理所
- 登美ヶ丘ポンプ所
- 高樋ポンプ所
- 興隆寺ポンプ所
- 中畑第1ポンプ所
- 中畑第2ポンプ所
- 南椿尾ポンプ所
- 東市ポンプ所
- 中ノ川ポンプ所
- 大慈仙ポンプ所
- 沓掛ポンプ所
- 長谷ポンプ所
- 帝塚山ポンプ所
- 奈良市水道局庁舎



別表第 2 (第 3 条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津 浄水場	市坂 中継ポン プ所	大淵 ポンプ 所	緑ヶ丘 浄水場 (緑ヶ 丘ポン プ所を 含む。 )	宝来 ポンプ 所	黒谷 ポンプ 所	須川ダ ム管理 事務所	鳥見 ポンプ 所	緑ヶ丘 排水処 理所
① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全 、指導監督	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者
① 電気設備の運転 操作(監視、巡視 、日常点検) ② 運転操作基準の 設定 ③ 保全計画、総括 調査 ④ 定期点検、測定 記録 ⑤ 保全基準の設定 ⑥ 事故 ⑦ 工事計画、設計 施行検収 ⑧ 備品、予備品の 管理 ⑨ 従業員の教育訓 練 ⑩ 非常災害対策	木津 浄水場 管理係           管理 第一係	管理 第一係	管理 第一係	管 理 第二係           管 理 第一係	管 理 第一係	管 理 第一係	須 川 ダ ム 管理係           管 理 第一係	管 理 第一係	管 理 第二係           管 理 第一係

施設 業務内容	登美ヶ 丘ポン プ所	高樋 ポンプ 所	興隆寺 ポンプ 所	中畑第 1ポン プ所	中畑第 2ポン プ所	南椿尾 ポンプ 所	東市 ポンプ 所	中ノ川 ポンプ 所	大慈仙 ポンプ 所
① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全 、指導監督	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者	浄水課 長 主任 技術者
① 電気設備の運転 操作(監視、巡視 、日常点検) ② 運転操作基準の 設定 ③ 保全計画、総括 調査 ④ 定期点検、測定 記録		須 川 ダ ム 管理係	須 川 ダ ム 管理係	須 川 ダ ム 管理係	須 川 ダ ム 管理係	須 川 ダ ム 管理係		須 川 ダ ム 管理係	須 川 ダ ム 管理係

⑤ 保全基準の設定	管 理						管 理		
⑥ 事 故	第一係						第一係		
⑦ 工事計画、設計 施行検収		管 理	管 理	管 理	管 理	管 理		管 理	管 理
⑧ 備品、予備品の 管理		第一係	第一係	第一係	第一係	第一係		第一係	第一係
⑨ 従業員の教育訓 練									
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	沓掛 ポンプ 所	長谷 ポンプ 所	帝塚山 ポンプ 所	奈良市 水道局 庁舎
① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全 、指導監督	浄水 課長 主任 技術者	浄水 課長 主任 技術者	浄水 課長 主任 技術者	経 理 課 長 主 任 技 術 者
① 電気設備の運転 操作（監視、巡視 、日常点検） ② 運転操作基準の 設定 ③ 保全計画、総括 調査 ④ 定期点検、測定 記録 ⑤ 保全基準の設定 ⑥ 事 故 ⑦ 工事計画、設計 施行検収 ⑧ 備品、予備品の 管理 ⑨ 従業員の教育訓 練 ⑩ 非常災害対策	須川 ダム 管理係	須川 ダム 管理係	管 理 第一係	管財係

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(平成16年3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

奈良市水道事業管理者

福 田 恵 一

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正す

る。

第3条の2中「奈良市水道局就業規則（昭和33年奈良市水道管理規程第6号）」を「奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号。以下「就業規則」という。）」に改める。

第5条第4項中「奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号。以下「就業規則」という。）」を「就業規則」に改め、同条第5項第2号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第13条から第19条までを次のように改める。

（通勤の定義等）

第13条 条例第6条及びこの規程（第7条第2項及び第34条第1項を除く。）に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居とその者が勤務する事務所（以下「事務所」という。）との間を往復することをいう。

2 条例第6条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及びこの規程に規定する自転車等の使用距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

（通勤届等）

第14条 職員は、新たに条例第6条の職員たる要件を具備するに至った場合には、管理者が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。同条の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合についても同様とする。

2 管理者は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第6条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（通勤手当の支給範囲の特例）

第15条 条例第6条に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

(1) 住居又は事務所のいずれかが歩行により通勤するこ

とが著しく困難な場所にある職員

(2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第 16条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第 17条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、就業規則第 24条第 1 項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通勤手当の額等)

第 18条 条例第 6 条第 1 号に規定する職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次項の規定により算出したその者の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

2 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 2 回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

3 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第 19条 条例第 6 条第 2 号に規定する通勤のため自転車その他の用具で管理者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車

(2) 自動車(自動二輪車を除く。)

2 条例第 6 条第 2 号に規定する職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次表のとおりとする。ただし、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 1 回に満たない再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当の額は、次表の支給額に 100分の 50を乗じて得た額とする。

自 転 車 等 の 区 分	使 用 距 離 (片道)	支 給 額
自動車(自動二輪車を除く。)	5 キロメートル未満	6,500円
	5 キロメートル以上 10キロメートル未満	8,500円
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	10,500円
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	12,500円
	20キロメートル以上 25キロメートル未満	15,000円
	25キロメートル以上 30キロメートル未満	17,500円
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	20,000円
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	22,500円
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	25,000円
	45キロメートル以上	27,500円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車	5 キロメートル未満	2,700円
	5 キロメートル以上 10キロメートル未満	4,800円
	10キロメートル以上	6,900円

第 19条の次に次の 7 条を加える。

第 19条の 2 条例第 6 条第 3 号に規定する職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 6 条第 3 号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用してい

るものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第 18条第 1 項及び前条第 2 項に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前条第 2 項に定める額の合計額が 55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に

つき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第6条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前条第2項に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 第18条第1項に定める額

(3) 条例第6条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が前条第2項に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項に定める額

(通勤手当の支給日)

第19条の3 通勤手当は、支給単位期間(管理者が定める通勤手当にあつては、管理者が定める期間。以下「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第4条第2項に規定する給料の支給日に支給する。ただし、第14条第1項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することがある。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第19条の4 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第6条の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第14条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(通勤手当の返納)

第19条の5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他管理者が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

2 前項の規定により職員に前項に定める額を返納させる

場合において、返納に係る通勤手当の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当に係る支給単位期間)

第19条の6 第18条から第19条の3、前条及びこの条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月

(3) 自転車等 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

3 支給単位期間は、第19条の4第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

4 月の中途において、休職にされ、地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する許可を受け、派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第19条の7 条例第6条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこと

となるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤の実状の確認)

第 19条の 8 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第 6 条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実状を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

附 則

この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

(平成 16年 3月 31日 掲示済)

奈良市水道局告示第 16号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市水道事業管理者

福 田 恵 一

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和 44年奈良市水道局告示第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 | 固定資産除却伺(第 109条) 別記第 63号様式 | を  
| 除却報告書(第 109条) 別記第 64号様式 | 」

「 | 固定資産除却伺(第 109条) 別記第 63号様式 | 」に改める。

別記第 63号様式及び第 64号様式を次のように改める。

第63号様式(第109条関係)

年 月 日

奈良市水道事業管理者

部 長

固定資産除却伺

奈良市水道局会計規程第109条に基づき下記のとおり除却処分してよろしいか。

1 廃棄しようとする事由

2 所在地

3 品名、構造及び数量

4 計 算

取 得 額	円
減 価 償 却 済 額	円
除 却 額	円

5 その他参考となるべき事項

(1) 取得日 年 月 日

(2) 資産コード

(3) 物件コード  -

第 6号様式 削除

附 則

この告示は、平成 16年 4月 1日から施行する。  
(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市水道局告示第 1号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程 (平成 10年奈

良市水道局管理規程第 7号) 第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 3月 31日

奈良市水道事業管理者  
福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
米倉設備	米倉 浩史	奈良市大安寺三丁目 1 番 25- 10号	平成 16年 3月 26日

(平成 16年 3月 31日揭示済)

## 消 防

奈良市消防局長訓令甲第 2号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程 (昭和 58年奈良市消防局長訓令甲第 23号) の一部を次のように改正する。

本則第 2号中「7人」を「4人」に改め、第 3号中「10人」を「14人」に改め、第 4号中「33人」を「34人」に改め、第 5号中「99人」を「103人」に改め、第 8号中「68人」を「62人」に改める。

附 則

この訓令は、平成 16年 4月 1日から施行する。  
(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 3号

全 職 員

奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程を次のように定める。

平成 16年 3月 31日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規程 (趣旨)

第 1条 この規程は、消防職員 (以下「職員」という。) が職務上使用する被服その他の物品 (以下「被服等」という。) の給与及び貸与について必要な事項を定めるものとする。

(給与品及び貸与品)

第 2条 職員に給与する被服等 (以下「給与品」という。

) の給与品目、使用期間及び同一年度内において給与を受けることができる数量は、別表第 1 のとおりとする。ただし、消防局長 (以下「局長」という。) は、給与品の給与に際し、必要と認めるときは、その品目、数量及び使用期間を変更することがある。

2 職員に貸与する被服等 (以下「貸与品」という。) の品目は、別表第 2 のとおりとする。

(給与及び貸与の基準)

第 3条 局長は、毎年度別に定める日に在職する職員に対し、当該職員の職務に応じた持点数 (別表第 1 に定める給与品目の使用期間及び同一年度内において給与を受けることができる数量を考慮して、職員ごとに毎年度局長が定める点数をいう。以下同じ。) を与えるものとする。

2 局長は、毎年度別表第 1 に定める給与品目ごとに、当該品目の給与を受けるために要する点数を定めるものとする。

3 職員は、第 1 項の規定により持点数を与えられたときは、別表第 1 に定める職員の区分ごとの給与品目のうちから同一年度内において給与を受けることができる数量及び使用期間を超えない範囲内において、給与品を選択し、給与を受けるものとする。この場合において、持点数の残点数が生じたときにおいても、翌年度以降に繰り越すことができないものとする。

4 局長は、別表第 1 に定める給与品目の制式変更又は品目の増加が生じたときは、当該年度の給与品目を指定することがある。

5 局長は、職員が休職しているとき又は職員の職務の性質によって必要と認めるときは持点数を調整し、又は給与品目を指定することがある。

6 局長は、貸与品が使用に堪える期間を超えたときは、新たに貸与品を貸与する。

(遵守事項)

第 4条 被服等の給与又は貸与を受けた職員 (以下「被給貸与者」という。) は、給与品及び貸与品を売却、交換、転貸、譲渡、質入れその他の処分の用に供し、又は改装してはならない。

(亡失等)

第 5条 被給貸与者は、給与品 (使用期間の満了していないものに限る。) 又は貸与品を亡失し、又は使用に堪え

ない程度に損傷し、若しくは汚損したときは、速やかに亡失、損傷、汚損届（別記第1号様式）により所属長及び職員課長を経て局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の亡失又は損傷若しくは汚損がやむを得ない事由によるものであり、かつ、代替品を給与し、又は貸与する必要があると認めるときは、再給与し、又は再貸与するものとする。

3 局長は、第1項の亡失又は損傷若しくは汚損が被給貸与者の故意又は重大な過失によるものと認めるときは、実費を弁償させるものとする。

（返納）

第6条 被給貸与者は、退職等により職員でなくなったときは、給与品（使用期間の満了していないものに限る。）及び貸与品を速やかに返納しなければならない。ただし、局長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 音楽隊の隊員は、当該職員に限り貸与された貸与品については、音楽隊員としての指名を解除されたときは、速やかに返納しなければならない。

（給与品の再給与等）

第7条 局長は、返納された給与品及び貸与品で、なお使用に堪える見込みがあるものは、適宜使用期間を定めて再給与し、又は再貸与することがある。

（給貸与状況の把握）

第8条 局長は、年度別給与品記録表（別記第2号様式）

及び貸与品記録表（別記第3号様式）を作成し、給与品及び貸与品の状況を把握するものとする。

（被給与状況の整理等）

第9条 所属長は、所属職員に給与品の給与があったときは、給与品整理簿（別記第4号様式）に必要な事項を記載して当該職員の給与品の状況を整理しておかなければならない。

（異動者の取扱い）

第10条 所属長は、所属職員が異動したときは、給与品整理簿を当該職員の異動先の所属長に送付するものとする。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（奈良市消防職員被服等貸与規程の廃止）

2 奈良市消防職員被服等貸与規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第12号）は廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の際、現に前項の規定による廃止前の奈良市消防職員被服等貸与規程により貸与を受けている被服その他の物品は、この訓令の相当規定により給与し、又は貸与したものとみなす。この場合において、当該物品の使用期間は、貸与の日から起算するものとする。

別表第1（第2条・第3条関係）

1 男性職員（新規採用者を除く。）

給 与 品 目			使用期間 (年)	同一年度内において給与を受けることができる数量		
				救急隊員	救助隊員	その他の職員
盛夏服	上 衣	半 袖	2	2	2	2
		長 袖	2	2	2	2
	ズ ボ	ン	2	2	2	2
	盛 夏	帽	3	1	1	1
	盛 夏	略 帽	2	2	2	2
	バ	ン ド	3	2	2	2
冬 服	ネ ク	タ イ	3	2	2	2
	上 下	衣	4	1	1	1
	冬	帽	4	1	1	1
	バ	ン ド	3	2	2	2
活 動 服	ネ ク	タ イ	3	2	2	2
	上 下	衣	2	1	1	2
	作 業	帽	2	1	1	2
救 助 服	バ	ン ド	2	1	1	2
	救 助	服	2	1	2	1
	救 助	帽	2	1	2	1
盛夏救急服	バ	ン ド	2	1	2	1
	半 袖	長 袖	2	2	1	1



救急服	冬 救 急 服		2	2	1	1	
	盛 夏 救 急 帽		2	2	1	1	
	冬 救 急 帽		2	2	1	1	
	バ ン ド	盛夏救急服用		2	2	1	1
		冬救急服用		2	2	1	1
	救 急 用 白 衣		2	2	1	1	
その他の被服	ア ン ダ ー シ ャ ッ ツ	半 袖	2	3	3	3	
		長 袖	2	3	3	3	
	雨	衣	3	1	1	1	
	防 寒 衣	冬 服 用	4	1	1	1	
活 動 服 用		4	1	1	1		
靴・手袋	靴	ゴ ム 長 靴	2	2	2	2	
		半 長 靴	3	2	1	1	
		編上式半長靴	3	1	2	2	
	手 袋	革	2	3	3	3	
		強 化 手 袋	2	3	3	3	

- 備考 1 救急隊員とは、専ら救急業務に従事する職員をいう。  
2 救助隊員とは、専ら救助業務に従事する職員をいう。  
3 その他の職員とは、救急隊員及び救助隊員以外の職員をいう。

2 女性職員（新規採用者を除く。）

給 与 品 目		使用期間 (年)	同一年度内において給与を受けることができる数量	
			救急隊員	その他の職員
盛夏服	上 衣	半 袖	2	2
		長 袖	2	2
	ズ ボ ン	2	1	
	ス カ ー ト	2	2	
	盛 夏 帽	3	1	
	盛 夏 略 帽	2	2	
	バ ン ド	3	2	
冬服	上 下 衣	4	1	
	ス カ ー ト	4	1	
	冬 帽	4	1	
	バ ン ド	3	2	
	ネ ク タ イ	3	2	
活動服	上 下 衣	2	1	
	作 業 帽	2	1	
	バ ン ド	2	1	
救急服	盛夏救急服	半 袖	2	1
		長 袖	2	1
	冬 救 急 服	2	2	
	盛 夏 救 急 帽	2	2	
	冬 救 急 帽	2	2	
	バ ン ド	盛夏救急服用	2	2
		冬救急服用	2	2
	救 急 用 白 衣	2	2	

その他の被服	アンダーシャツ	半袖	2	3	3
		長袖	2	3	3
	雨衣		3	1	1
	防寒衣	冬服用	4	1	1
		活動服用	4	1	1
靴・手袋	靴	ゴム長靴	2	2	2
		半長靴	3	2	1
		編上式半長靴	3	1	2
	手袋	革	2	3	3
		強化手袋	2	3	3
備考 1 救急隊員とは、専ら救急業務に従事する職員をいう。 2 その他の職員とは、救急隊員以外の職員をいう。					

3 新規採用者

給与品目			使用期間 (年)	同一年度内において給与を受けることができる数量	
				男性職員	女性職員
盛夏服	上衣	半袖	2	2	2
		長袖	2	2	2
	ズボン		2	2	1
	スカート		2	-	2
	盛夏帽		3	1	1
	盛夏略帽		2	1	1
	バンド		3	1	1
冬服	ネクタイ		3	1	1
	上下衣	冬	4	1	1
		冬	4	1	1
	冬帽		4	1	1
	バンド		3	1	1
活動服	ネクタイ		3	1	1
	上下衣	活動	2	2	2
		作業	2	1	1
その他の被服	バンド		2	1	1
	アンダーシャツ	半袖	2	2	2
		長袖	2	2	2
	雨衣		3	1	1
	防寒衣	冬服用	4	1	1
活動服		4	1	1	
靴・手袋	靴	ゴム長靴	2	1	1
		編上式半長靴	3	1	1
	手袋	革	2	1	1
		強化手袋	2	1	1

別表第2(第2条関係)

貸与品

全職員	消防手帳、き章、警笛、防火帽、防火衣、保安帽、エンブレム
消防長	消防長章
女性消防職員	かばん
音楽隊員	冬帽、合帽、盛夏帽、冬服、合服、盛夏服、靴、ワイシャツ 手袋、ネクタイ、バンド、飾緒

別記

第1号様式(第5条関係)

亡失、損傷、汚損届

<p>奈良市消防局長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">職名又は階級</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p>	
届 出 区 分	亡 失 損 傷 汚 損
亡 失 又 は 損 傷 若 し く は 汚 損 の 給 ・ 貸 与 品	
亡 失 又 は 損 傷 若 し く は 汚 損 の 日 時 及 び 場 所	
亡 失 又 は 損 傷 若 し く は 汚 損 の 理 由	
添 付 物 件	
所 属 長 の 意 見	所属長 <span style="float: right;">印</span>
職 員 課 長 の 確 認	<p>上記のとおり相違ないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職員課長 <span style="float: right;">印</span></p>



第3号様式(第8条関係)

貸与品記録表

職員番号		氏名				
採用年月日	年 月 日	音楽隊指名年月日	年 月 日			
貸与品目		年度	年度	年度	年度	
消	防	手	帳			
き			章			
警			笛			
防	火		帽			
防	火		衣			
保	安		帽			
エ	ン	ブ	レ	ム		
消	防	長	章			
か		ば	ん			
音楽隊被服	冬		帽			
	合		帽			
	盛	夏	帽			
	冬		服			
	合		服			
	盛	夏	服			
			靴			
	ワ	イ	シ	ャ	ツ	
	手				袋	
	ネ	ク	タ	イ		
	バ		ン	ド		
飾			緒			

第4号様式(第9条関係)

給与品整理簿

職員番号		氏名		階級			
所属							
給与品目				年度	年度	年度	年度
盛夏服	上衣	半袖					
		長袖					
	ズボン						
	スカート						
	盛夏帽						
	盛夏略帽						
冬服	ジャケット						
	冬帽						
	ジャケット						
	ジャケット						
活動服	作業用						
	作業用						
救助服	救助服						
	救助帽						
	救助服						
救急服	盛夏救急服	半袖					
		長袖					
	冬救急服						
	盛夏救急帽						
	冬救急帽						
	バンド	盛夏救急服用					
冬救急服用							
救急用白衣							
その他の被服	アンダーシャツ	半袖					
		長袖					
	雨衣						
	防寒衣	冬服用					
活動服用							
靴・手袋	靴	ゴム長靴					
		半長靴					
		編上式半長靴					
	手袋	革					
		強化手袋					

(平成16年3月31日揭示済)

## 選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 14号

平成 16年 3月 31日開催の委員会において、地方自治法（昭和 22年法律第 6号）第 18条第 1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

平成 16年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

氏名	生年月日	住所
吉田勝二	大正 14年 11月 16日	奈良市薬師堂町 20番地

(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 15号

地方自治法（昭和 22年法律第 6号）第 18条第 3項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

平成 16年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

奈良市選挙管理委員会

委員 南浦小糸

住所 奈良市南京終町四丁目 386番地の 1

(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 16号

平成 16年 3月 31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の総数の 2分の1の数は、6,847人です。

平成 16年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二  
(平成 16年 3月 31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 17号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 1第 2号の規定により、平成 16年 3月 30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 3月 31日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成 16年 3月 31日
- 2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 3月 31日揭示済)